

港湾運送事業者に対する行政指導について

四国運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事業者					違反事項		行政指導事項	
港湾名	事業者名	住所	業種	事業の種類 (事業の内容)	違反概要	該当条項	行政指導	行政指導年月日
松山港	大栄海運株式会社	愛媛県松山市海岸通1455-1地先	港湾運送事業	港湾荷役事業	料金の届出違反	港湾運送事業法 第9条第1項	文書警告	令和7年3月6日